

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案について

- 標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案(17事案)に係る調査結果について37
 - 今回の調査結果を踏まえた対応38
- (参考1) 標準報酬・資格喪失日の遡及訂正事案に係る調査結果について
- (参考2) 元社会保険庁職員の証言に対する調査について

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案(17事案)に係る調査結果について

1. 調査結果

- 遡及して資格喪失させたことは事実在即していた可能性が考えられるが、その後の指導に誤りがあった事案 1件
- 社会保険事務所の職員が事実と反する処理であることを知っていたと考えられる事案 1件
- 事実と反する処理であることを職員が知っていたかどうかが明らかにならなかった事案 ... 15件

※1 調査した17事案の経緯

- ① 第三者委員会に申立てがあり、あっせんに至った事案： 16件
- ② 事業主が、社会保険事務所の示唆により、事実と反して遡及訂正をしたと証言をしている事案： 1件

※2 第三者委員会に申立てがあり、あっせんに至った16件については、あっせんのとおりに申立人の記録を訂正済みである。

※3 標準報酬・資格喪失の遡及訂正については、例えば、届出していた報酬額が経営難で支払われなくなっていた場合に、実態に合わせて、届出されている報酬額を遡及して引き下げることは適正な処理。一方、報酬額は変わっていないのに、実態と反し、遡って報酬額を引き下げることを、事務所職員が示唆したか、知っていた場合には、社会保険事務所の職員の対応として問題となる。

2. 今回の調査対象事案への対応

- (1) 社会保険事務所の職員が事実と反する処理であることを知っていたと考えられる1件の事案に関し、当該職員が他に関与した事案がなかったかどうか等の調査を行った上で、関係職員に対して厳正に対処する。
- (2) 今回の調査対象事案に係る事業所に勤務していた他の従業員のうち、同様の遡及訂正処理が行われている可能性がある者について、早急に事実の確認を行い、必要な記録の訂正を行う。

今回の調査結果を踏まえた対応

1. 上記以外の第三者委員会あっせん事案等の調査の実施

- (1) 今回の調査対象事案以外に第三者委員会であっせんが行われた事案(8月12日現在31件)について調査を行う。
- (2) 外形から同様の事案と見られる第三者委員会申立事案(平成20年1月末時点で160件程度)に係る内容の分析及び個々の事案の遡及訂正理由等の調査を行う。
- (3) 元社会保険庁職員から、組織的に不適正な遡及訂正処理が行われていたとの証言があった件について、事実関係の調査を行う。

2. 記録を抽出した上での調査

上記の調査等を踏まえ、オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行うことについて早急に検討し、実施する。

3. 年金受給者による記録確認

- (1) 年金受給者に対し、社会保険事務所等における相談を呼びかけるとともに、平成20年度中に、インターネットによる年金記録照会(標準報酬月額も閲覧可)を開始する。
- (2) さらに、平成21年中に、厚生年金受給者全員に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせの送付を開始し、標準報酬月額及び資格喪失日の記録を確認していただく。
これについては、受給者から、記録が事実と相違していると申し出があったものについて、社会保険事務所の事務処理や事業主等について調査を行うものとする。

4. 現役加入者による記録確認

平成21年4月から、現役加入者に「ねんきん定期便」(標準報酬月額の情報を含む)を送付する。

5. 再発防止の徹底

- (1) 遡及訂正処理を行う場合に、事実関係が確認できる関係書類(賃金台帳、法人登記簿等)の添付を徹底。
- (2) 滞納事業所の全喪処理や延滞金の取扱い等について、社会保険事務所長自らが把握する体制を構築。
- (3) 一定の遡及訂正処理に係る届書について、社会保険事務局が事前チェックを行う体制を整備。
- (4) 事業所調査において、遡及訂正処理が行われた届出についての調査を重点項目に追加。
- (5) 適用・徴収関係書類の管理の在り方について、業務の性格等に応じた見直しを検討。

標準報酬・資格喪失日の遡及訂正事案に係る調査結果について（概要）

I 総務省年金記録確認第三者委員会あっせん事案について

1. 調査の経緯等

- 社会保険庁は、総務省年金記録確認第三者委員会により平成20年2月末までにあっせんされた事案のうち、遡及した標準報酬月額の下げ又は資格喪失処理が行われている事案であって、社会保険事務所の処理に合理的な理由が見当たらないとされた16事案について、当時の事務処理の経緯、理由等について調査を行い、平成20年4月28日現在の状況をまとめ、4月30日に中間報告として公表。
- さらに、所在不明等により事業主等からの聴き取りができていない事案について、引き続き協力を要請するとともに、必要な調査を進めた。なお、これにより判明した事実関係を踏まえ、関係職員等に必要な調査を行った。
- 当時の適用・徴収担当者に対し、当時の社会保険事務所における事務処理プロセスや関係書類の保存状況の確認を行った。
- 調査に当たっては、本庁職員が自ら聴き取り等を行うとともに、地方社会保険事務局職員及びブロック社会保険事務局所属の地方社会保険監察官を派遣して実施した。

2. 調査結果の概要（別表参照）

(1) 16事案における関係者の証言等

- 各事案ごとの、事業主等及び社会保険事務所職員の証言、関係書類の保存状況等については、別表のとおり。
- 16事案全体を通じての特徴等は、次のとおり。
 - ・ 相当の年数を経過している事案が大半であり、関係書類については既に廃棄されている場合が多く（適用関係書類の保存は皆無、何らかの徴収関係書類の保存は4件）、関係者の証言も不鮮明な場合が多かった。
 - ・ 事業主等が社会保険事務所から遡及訂正についての説明があった旨申告している事案が2件ある（埼玉事案4、中央事案86①）が、いずれの事案においても、関係職員はそのような説明をした記憶はないとしている。
 - ・ ほとんどの事案（15事案）において、申立人と同一の事業所に同一時期に勤務しており、同様の遡及訂正処理が行われている可能性のある被保険者が存在。

- ・ 事務処理プロセスに関する証言では、「実態に合った届出を行うよう指導していた」等との回答が多かったが、添付書類を求めずに届出を受理していた旨の申告もあった。

(2) まとめ

- 1事案（東京事案20）については、遡及して資格喪失させたことは、事実在即していた可能性が考えられるが、その後の指導に誤りがあったことが確認された。
- 他の15事案については、事実と反する処理であることを社会保険事務所職員が知っていたかどうかについて明らかにすることはできなかった。
- 当時の事務処理プロセスの状況については、①滞納事業所の事業主から、標準報酬月額について実際の支払額と相違している旨の申し出があった場合、実態に合った届出を行うよう指導していたとする職員の回答が多かったこと、②標準報酬月額や資格喪失に係る届出を受け付ける際に、賃金台帳や法人登記簿などの書類の添付を求め、それを確認することについては十分に徹底されていなかったことが確認された。

II 事業主の具体的な証言のある事案について

1. 事案の概要

東京都千代田区所在の設計コンサルタント会社の事業主が、平成7年当時、滞納した厚生年金保険料の分割納付の申し出を行ったところ、社会保険事務所職員の指導により、遡及して標準報酬月額を訂正するとともに、当該事業所の被保険者全員の資格喪失手続をとったと証言している事案。

[遡及訂正に係る期間：平成6年7月1日～平成7年11月30日（16月）]

2. 調査の経緯等

- 社会保険庁は、この事案について事実関係確認の調査を進め、平成20年4月28日時点で把握している事実に基づき、4月30日に中間報告を行った。
- さらに、事業主から提供のあった関係資料の検討を行うとともに、事業主に面談し、事実関係の確認を行った。
- 関係職員に対しても、必要な追加調査を行うとともに、当時の社会保険事務所における遡及訂正に係る事務処理プロセス等について確認を行った。
- 調査に当たっては、本庁職員が自ら聴き取り等を行うとともに、地方社会保険事務局職員及びブロック社会保険事務局所属の地方社会保険監察官を派遣して実施した。

3. 調査結果の概要

(1) 事業主の証言

- 社会保険事務所の徴収第一係長が滞納保険料の分割納付の申し出を拒否し、全喪（社会保険から脱退）するよう指導した。
- 同係長から、滞納保険料については、標準報酬月額を引き下げて減額するとの説明を受けた。

(2) 社会保険事務所職員の証言

① 徴収第一係長（当時）の証言

- ・ 当該事業所の名称、事業主の氏名、事業主とのやり取りは記憶していない。
- ・ 事業主が保管していた届書（控え）の筆跡は自分のものである。
- ・ 当時、滞納事業所において今後も保険料を支払える見込みがない場合は、標準報酬の引下げや社会保険からの脱退を促すような指導をしたことがあった。
- ・ 標準報酬の引下げや資格喪失処理については、自分の判断で行っていた。

② 所長、次長及び徴収課長（当時）の証言

- ・ 徴収対策会議（毎月開催）において、遡及訂正処理について話すようなことはなかった。

(3) 結論

徴収第一係長の証言及び事業主の証言等を総合的に勘案すると、同係長は、事実と反することを知りながら、実態が伴わない月額変更届に基づき、標準報酬月額の遡及訂正を行うとともに、当該事業所の全喪処理を行ったものと考えられる。

第三者委員会あっせん事案の概要（厚生年金事案）

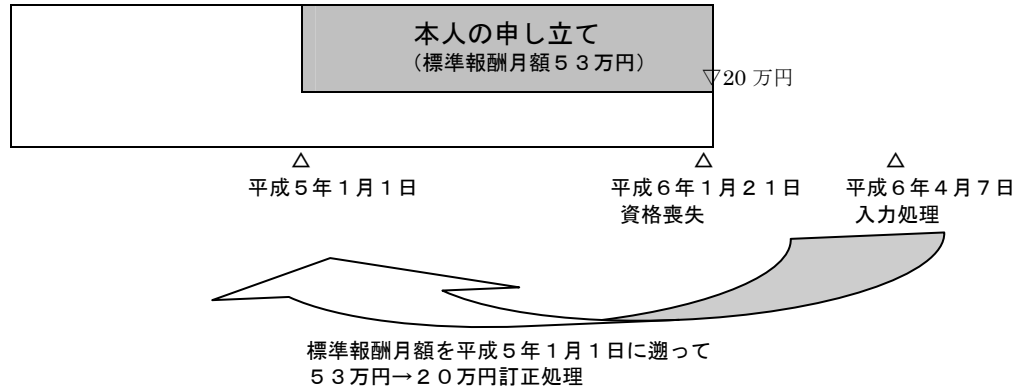
標準報酬相違

事案例

○本人の申立

退職まで標準報酬月額が53万円であるはずだが、平成5年1月1日から資格喪失日（平成6年1月21日）までの標準報酬月額が53万円から20万円に下がっている。

53万円▼



○あっせん内容

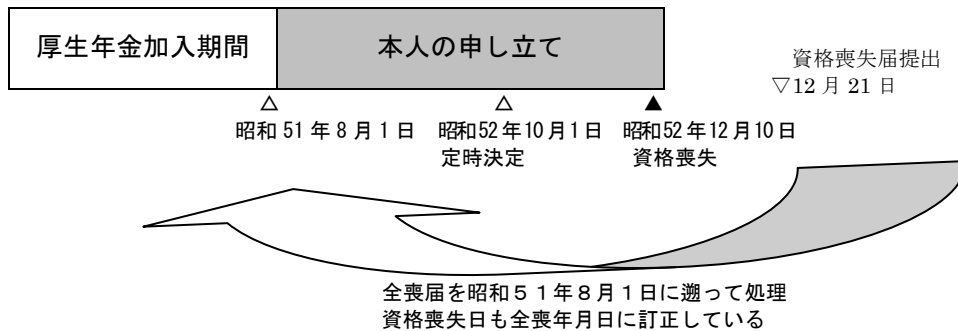
⇒当期間の標準報酬は53万円とすべきである。

全喪事業所の被保険者記録取消

事案例

○本人の申立

昭和51年8月1日に被保険者資格を喪失したことになるが、その後も同じ工場で作業をし、昭和52年12月まで給料を受けていた。



○あっせん内容

⇒資格喪失日は昭和52年12月10日とすべきである。

(別表)

総務省年金記録確認第三者委員会あっせん事案(16事案)の調査結果総括表

事案番号	事案内容	遡及訂正に係る期間		管轄事務局	事業主等の証言	社会保険事務所職員の証言	適用・徴収関係書類の保存状況	申立人と同様の処理がされた従業員の数	
		月数	月数						
1	中央事案3	A	H5.1.1-6.1.21	12月	東京	・事業主は、現在施設に入所し、家族のことも認識できない状態。 ・経理担当者によれば、届出の経緯等は事業主でなければ分からないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	4
2	千葉事案1	A	H10.4.1-12.3	23月	東京	保険料の納付は困難であったが、滞納はなく、記録訂正について相談したことはないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	・適用関係書類なし ・徴収関係書類あり	3
3	兵庫事案1	B	S51.8.1-52.12.10	16月	兵庫	・事業主は死亡。 ・社会保険料の滞納や遡及訂正処理が行われた経緯等は確認できなかった。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	9
4	兵庫事案2	B	S51.8.1-52.12.10	16月	兵庫				
5	中央事案22	B	S54.3.31-55.4.11	13月	大阪	実質的な代表は親会社の事業主であるが、既に死亡しているため、事実確認を行うことはできないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	3
6	中央事案29	A	H7.2.1-12.9.1	67月	東京	・平成11年度までは役員報酬を全額受けていたため、平成7年2月にまで遡った訂正は行っていない。 ・平成12年11月初旬から12月初旬までの間は東京を離れている上、同年11月初旬以降は、社会保険事務所には連絡も訪問もしていない。	・遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。 ・社会保険事務所が保管している資料では、申立人(=事業主)が平成12年12月7日に社会保険事務所を訪れ、標準報酬月額の見直しを行ったとされている。 ・社会保険事務所に残された徴収関係資料によれば、遡及訂正処理により減額された社会保険料額と滞納保険料額は、ほぼ同額。	・適用関係書類なし ・徴収関係書類あり	0
7	鹿児島事案1	B	H5.8.31-7.2.1	18月	鹿児島	・事業主の連絡先及び当時の社会保険事務担当者の所在について確認したが不明。 ・申立人及び元従業員によれば、資格喪失日の遡及訂正やその原因等については承知していないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	7
8	埼玉事案4	A	H7.11.1-9.8.31	21月	埼玉	・事業主は死亡。 ・元従業員によれば、徴収課担当職員から、保険料を減額するには被保険者の報酬を遡及して引き下げたうえ、社会保険の脱退を行うしかない旨の説明があったとのこと。	・遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。 ・徴収課担当職員によれば、元従業員の証言のような説明をした記憶はないとのこと。	・適用関係書類なし ・徴収関係書類あり	12
9	東京事案19	B	S50.6.30-50.11.1	5月	東京	事業主は死亡しており、当時の状況を聴取できる者を確認できなかった。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	1

10	東京事案20	B	H3.2.5-4.11.30	21月	東京	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人は子会社の社長であったとのこと。 ・申立人の給与の支払いがどこで行われていたかはわからないとのこと。 〔法人登記簿謄本により、申立人は当該子会社の代表取締役であることが判明。〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・遡及訂正処理自体は、本事案に係る事業所の倒産に伴う財産調査において、貸金台帳、源泉所得税計算書により事実確認を行った上での処理であった。 〔本来、子会社を適用事業所として遡って厚生年金に加入するよう指導すべきところ、国民年金に加入するよう誤った指導をしていたことが確認された。〕 	なし	8
11	中央事案47	B	H4.3.31-5.1.31	10月	東京	遡及訂正処理に係る記憶はないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	17
		A	H4.1.1-5.1.16	12月					
12	東京事案26	B	H4.12.31-5.3.21	3月	東京	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主によれば、届出については記憶がなく、関係書類についても倒産が決定的になった際に全て焼却処分したとのこと。 ・事務担当者によれば、滞納保険料の納付の件で社会保険事務所に電話した際に、職員から「もういいです」と言われ、不思議に思ったとのこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。 ・事務担当者からの問合わせを記憶している職員はいなかった。 	なし	27
13	広島事案2	B	H5.8.31-6.3.26	7月	広島	<ul style="list-style-type: none"> ・事実上の代表は父親である会長であったとのこと。 ・自分（事業主）と会長の資格喪失日を遡及して訂正することは聞かされていたが、遡及した訂正処理を行うに至った経緯等は、会長が亡くなったためわからないとのこと。 	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	17
14	宮城事案8	B	H5.7.31-5.11.1	4月	宮城	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主は行方不明。 ・事務の代行を行っていた2名のうち1名によれば、遡及した訂正届出を行ったことはないとのことであり、もう1名によれば、遡及訂正処理に係る届出や滞納の有無はわからないとのこと。 	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	19
15	宮城事案9	B	H5.7.31-5.11.1	4月	宮城	<ul style="list-style-type: none"> ・役員によれば、事業主が行方不明となったのは、平成6年3月17日で、事業はその日まで行っていたとのこと。 			
16	中央事案86 ①	A	H3.7.1-5.1.26	18月	東京	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主によれば、世間に迷惑をかけるほどの滞納はしておらず、その後支払ったとのこと。 ・経理担当者によれば、事業所には滞納があり、社会保険事務所に相談したところ、標準月額を遡及して引き下げ、滞納保険料を減額するような説明があったとのこと。 	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	35
	中央事案86 ②	A	H6.7.1-7.2.21	7月	東京	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主宅に臨場するも不在のため確認できていない。 ・役員からは、遡及記録訂正処理が行われた経緯等について確認することはできなかった。 	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・適用関係書類なし ・徴収関係書類あり 	8

(注)「事案内容」欄においては、標準報酬相違をA、喪失年月日相違をBで表示。

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の抽出について

9月9日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」においては、標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行う」こととしたところ。

これについては、以下のような方向で取り組む方針。

1. 第三者委員会のあっせん事案のうち標準報酬の遡及訂正事案に該当する13件及びこれらの事案の申立人と同様の遡及訂正が行われている可能性のある同僚の方の事案75件の合計88件を基にした分析を行ったところ、ほとんどの事案が次の3条件すべてに該当することが確認された。

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 標準報酬月額が5等級以上引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して記録が訂正されている。

※ 上記88件のうちの約9割が3条件すべてに該当。

※ さらに、同じ事業所の同僚が上記の条件に該当していればよいとした場合には、上記88件のうち約99%が3条件すべてに該当。

2. この3条件すべてに該当する被保険者記録をオンライン上の記録およそ1億5,000万件から抽出したところ、約6万9千件がこれに該当することが判明。

これらのうち、厚生年金受給者（65歳以上の方でおよそ2万件）について、年明け早々を目途に標準報酬等の記録の送付を開始し、ご本人による当該記録の確認に基づいて調査を行う。

平成20年10月 3日
社 会 保 険 庁

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の抽出について

1. 標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「記録を抽出した上での調査」については、9月18日に、
 - (1) 第三者委員会のあっせん事案のうち標準報酬の遡及訂正事案に該当する13件及びこれらの事案の申立人と同様の遡及訂正が行われている可能性のある同僚の方の事案75件の合計88件を基にした分析を行ったところ、ほとんどの事案が次の3条件すべてに該当することが確認されたこと、
 - ①標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ②標準報酬月額が5等級以上引き下げられている。
 - ③6か月以上遡及して記録が訂正されている。
 - (2) この3条件すべてに該当する被保険者記録をオンライン上の記録およそ約1億5,000万件から抽出したところ、約6万9千件がこれに該当することが判明したこと、
 - (3) これらのうち、厚生年金受給者（65歳以上の方でおよそ2万件）について、ご本人による標準報酬等の記録の確認に基づいて調査を行うこと
について公表したところ です。
2. 上記の件に関し、今般、3条件それぞれに該当する被保険者記録の件数について関係各方面からお尋ねがあったことから、以下のとおり公表いたします。

不適正な処理の可能性のある記録の抽出について

条件 ①	標準報酬月額引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。	約15万6千件
条件 ②	5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	約75万0千件
条件 ③	6ヶ月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	約53万3千件

3条件すべてに該当

約6万9千件

(注) 条件①～③それぞれに該当する件数には、適正な事務処理によるものが含まれている。

※ それぞれの件数については、あくまでも機械的に算出したものであり、以下の点について留意が必要です。

- 「条件①に該当するもの」(約15万6千件)については、例えば、被保険者の資格喪失時に、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明した場合において、標準報酬月額の引下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われる場合があるが、これは適正な事務処理であり、この条件のみをもって、不適正な事務処理の可能性の高い記録を的確に絞り込むことはできない。
- 「条件②に該当するもの」(約75万0千件)については、例えば、毎年7月に事業主が提出する届出に基づく標準報酬月額の見直しの際や、社会保険調査官による事業所調査の際に、事業所の賃金台帳等を確認し、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明し、実態に合わせるため、遡及して標準報酬月額を引き下げた場合などに、標準報酬月額が5等級

以上引き下げられることがあるが、これは適正な事務処理であり、この条件に該当することのみをもって、不適正な事務処理の可能性が高いということにはならない。

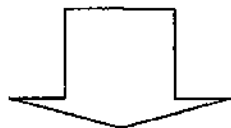
- 「条件③に該当するもの」（約53万3千件）については、例えば、毎年7月に事業主が提出する届出に基づく標準報酬月額の見直しの際や、社会保険調査官による事業所調査の際に、事業所の賃金台帳等を確認し、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明し、実態に合わせるため、遡及して標準報酬月額の記録を訂正した場合などに、6か月以上遡及して標準報酬月額の記録を訂正することがあるが、これは適正な事務処理であり、この条件に該当することのみをもって、不適正な事務処理の可能性が高いということにはならない。

- 以上のことや第三者委員会のあっせん事案・同僚事案を基にした分析の結果等から、3条件の1つずつでは抽出条件として不十分であり、上記3条件すべてに該当する記録を抽出することにより、不適正な事務処理の可能性の高い記録を的確に絞り込むことができるものと考えられる。

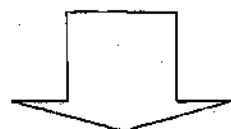
約6万9千件の抽出条件の設定について

今、救済及び事実の解明が求められている事例

- 従業員が知らされないで、標準報酬が実際支払われた給与額よりも低額で遡及して届出されたことにより、将来の年金額が目減りすることになっている事例こそが救済・解明の対象とすべきもの

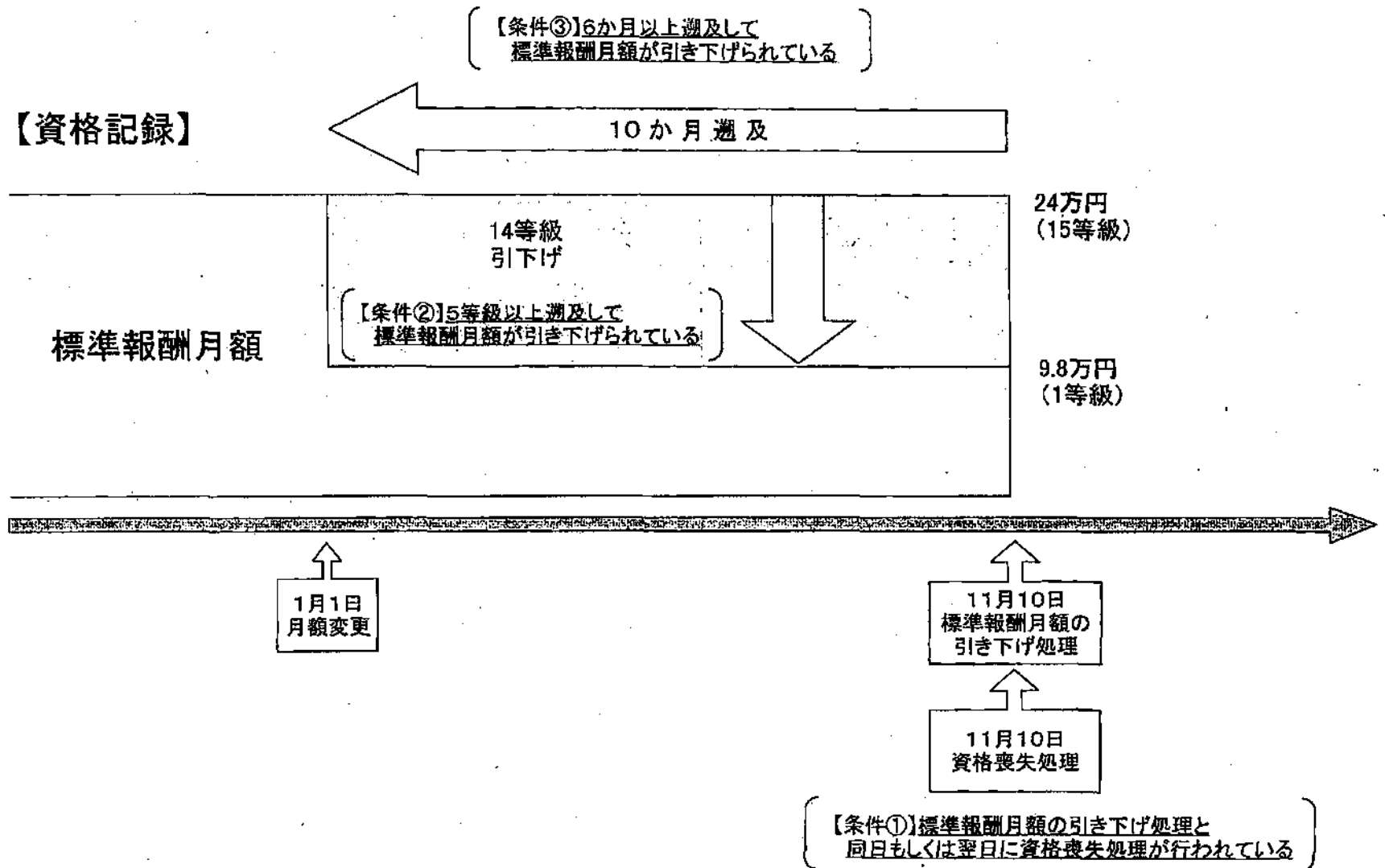


- 上記のような事例は、何の手がかりもなしに聞き取り調査を行うのでは、具体的な問題事案の把握は難しいことから、オンライン記録から、こうした事例に該当する可能性のある記録を的確に抽出して、本人による確認、必要な記録の訂正、事実の解明を行うことが必要かつ効率的



- こうした観点を踏まえ、記録抽出のための3条件を設定
 - 条件① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている
 - 条件② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
 - 条件③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている

(参考) 標準報酬月額の変及訂正の例



事業所全喪後に遡及して標準報酬月額又は資格喪失日等に係る
記録訂正を行う等の社会保険事務所の処理が不合理とされたもの(80事案)

事案番号	あつせん日	申立期間	標準報酬月額又は資格喪失日等			2等級以上 引き下げられ ている事案	同様の処理がなされたと 思われる従業員数
			訂正前	訂正後	あつせん後		
中央3	H19.8.24	H5.1.1~H6.1.21	53万円	20万円	53万円	○	
中央22	H19.10.30	S54.3.31~S55.4.11	—	—	S55.4.11		3人
中央29	H19.11.30	H7.2.1~H12.9.1	59万円	9.2万円	59万円	○	
中央47	H20.1.17	H4.3.31~H5.5.1	26万円 —	18万円 —	26万円 H5.1.31	○	複数(7人)
中央86	H20.2.29	H3.7.1~H5.1.26	44万円 47万円	8万円	44万円 47万円	○	
		H6.7.1~H7.2.21	32万円	8万円 9.2万円	32万円		
中央135	H20.4.21	S42.9.30~S43.4.30	—	—	S43.4.23		多数(105人)
中央217	H20.8.26	S56.2.28~S62.3.18	—	—	S56.10.1		多数(7人)
北海道23	H20.3.28	H12.8.1~H14.7.31	30万円	11万円	30万円	○	
北海道172	H20.9.17	H7.5.31~H7.10.26	H7.10.26	H7.5.31	H7.10.26		複数
北海道173	H20.9.17	H6.3.31~H7.3.31	—	—	H7.4.1		複数
北海道174	H20.9.17	H6.3.31~H7.3.31	—	—	H7.4.1		複数
釧路105	H20.10.7	H4.10.31~H5.4.30	H5.4.30	H4.10.31	H5.4.30		
宮城8	H20.1.31	H5.7.31~H5.11.1	—	—	H5.11.1		18人
宮城9	H20.1.31	H5.7.31~H5.11.1	—	—	H5.11.1		
宮城121	H20.6.10	H6.3.31~H7.3.1	—	—	H6.12.1		16人
宮城122	H20.6.10	H6.3.31~H7.3.1	—	—	H6.12.1		
宮城305	H20.10.21	S50.10.31~S50.12.17	S50.12.17	S50.10.31	S50.12.17		多数
秋田38	H20.5.12	S40.5.22~S42.3.31	S40.6.1	取消	S40.5.1 S41.3.1		
秋田105	H20.9.9	S59.1.31~S59.3.11	—	—	S59.3.11		
埼玉4	H19.12.26	H7.11.1~H9.8.31	26万円	9.8万円	26万円	○	
埼玉65	H20.4.28	H7.8~H7.11	36万円 41万円	18万円	36万円 41万円	○	
埼玉128	H20.6.17	S58.11~S59.2	—	—	S59.3.1		
埼玉130	H20.6.17	S44.10.30~S45.1.1	S44.12.24	S44.10.20	S44.12.24		3人
埼玉134	H20.6.17	S54.8.31~S54.11.13	—	—	S54.11.12		複数(16人)
埼玉214	H20.8.5	H4.8.31~H4.10.1	H4.9.30	H4.8.31	H4.9.30		
埼玉289	H20.9.24	H4.6.30~H5.8.31	H5.8.31	H4.6.30	H5.8.31		
埼玉345	H20.10.28	H5.12.31~H6.7.21	—	—	H6.7.21		複数
千葉1	H19.9.28	H10.4~H12.3	38万円	9.8万円	38万円	○	
東京19	H19.12.26	S50.6.30~S50.11.1	—	—	S50.11.1		
東京20	H19.12.26	H3.2.5~H4.11.30	—	—	H4.11.30		
東京26	H20.1.17	H4.12.31~H5.3.21	H5.3.21	H4.12.31	H5.3.21		
東京263	H20.6.17	H9.5.31~H9.11.14	—	—	H9.11.14		
東京290	H20.6.30	S54.4.30~S54.9.1	—	—	S54.8.21		多数(3人)
東京384	H20.7.29	H1.4.1~H6.7.30	47万円 53万円	8万円	47万円 53万円	○	3人
東京405	H20.7.29	H3.7.1~H5.1.26	53万円 56万円 50万円	8万円	53万円 56万円 50万円	○	28人
東京424	H20.8.5	S57.10.1~S58.12.1	36万円 41万円	18万円	36万円 41万円	○	13人
東京454	H20.8.26	S60.5.31~S60.10.3	—	—	S60.10.3		他の同僚(80人)
東京478	H20.9.2	H4.3.31~H4.8.1	—	—	H4.8.1		
東京601	H20.9.24	H5.9.1~H5.10.1	56万円	8万円	56万円	○	8人
		H5.10.1~H6.3.31	56万円	8万円	56万円		28人
東京637	H20.9.30	H3.11.1~H5.3.31	26万円 28万円	13.4万円	26万円 28万円	○	51人
東京667	H20.10.7	H9.4.30~H10.1.31	—	—	H10.1.31		32人
東京759	H20.10.28	H7.8.31~H8.3.6	—	—	H8.3.6		10人
東京773	H20.10.28	H6.4.29~H6.8.1	—	—	H6.8.1		12人

事案番号	あっせん日	申立期間	標準報酬月額又は資格喪失日等			2等級以上 引き下げられ ている事案	同様の処理がなされたと 思われる従業員数
			訂正前	訂正後	あっせん後		
神奈川78	H20.6.17	S57.5.31～S57.12.1	—	—	S57.12.1		
神奈川87	H20.6.24	H5.3.31～H6.7.31	—	—	H6.7.31		全従業員（5人）
神奈川269	H20.10.16	S50.7.30～S50.11.25	—	—	S50.11.25		
神奈川303	H20.10.28	S53.10.30～S54.4	—	—	S54.4.10		8人
愛知263	H20.9.2	H9.1.31～H9.4.1	—	—	H9.4.1		全従業員（6人）
岐阜117	H20.10.28	H7.8.31～H8.1.1	—	—	H8.1.1		多数
大阪1533	H20.5.26	H5.7.1～H10.7.24	53万円 59万円	9.8万円	53万円 59万円	○	
大阪1707	H20.6.24	H7.9.1～H8.4.1	—	—	H8.3.31		9人
大阪1837	H20.6.30	H6.10.1～H9.10.13	44万円 38万円	8万円 9.2万円	44万円 38万円	○	
大阪2119	H20.9.2	S51.5.31～S51.10.16	—	—	S51.10.16		72人
大阪2122	H20.9.2	H6.10.1～H9.10.13	47万円	8万円 9.2万円	47万円	○	
大阪2123	H20.9.2	H6.10.1～H9.10.13	38万円	8万円 9.2万円	38万円	○	
大阪2335	H20.10.16	H1.1.31～H6.2.26	H6.2.26	H1.1.31	H6.2.26		
京都133	H20.8.12	S39.6.4～S40.7.1	—	—	S40.7.1		全従業員（33人）
京都239	H20.10.21	S26.8.15～S27.12.1	S27.11.1	S26.8.15	S27.11.1		全従業員
京都243	H20.10.21	S24.10.1～S25.5	S25.5.20	S24.10.1	S25.5.20		全従業員（57人）
兵庫1	H19.10.9	S51.8.1～S52.12.10	S52.12.21	S51.8.1	S52.12.21		
兵庫2	H19.10.9	S51.8.1～S52.12.10	S52.12.21	S51.8.1	S52.12.21		
兵庫38	H20.4.11	S51.4.30～S51.10.15	—	—	S51.10.16		4人
兵庫128	H20.8.12	H8.2.1～H8.10.1	H8.8.1 H8.10.1	取消	H8.8.1 H8.10.1		多数（15人）
兵庫174	H20.9.2	H19.7.1～H19.9.21	—	—	H19.9.21		2人
和歌山14	H20.4.21	S34.9～S36.7	S34.10.31	S34.9.27	S34.10.31		27人
広島2	H20.1.23	H5.8.31～H6.3.26	H6.3.26	H5.8.31	H6.3.26		
広島311	H20.10.28	S62.8.31～S63.1.21	—	—	S63.1.21		8人
山口157	H20.10.28	H3.7.31～H3.10.26	—	—	H3.10.26		多数
愛媛74	H20.6.17	S42.4.9～S43.4.9	—	—	S43.4.9		
高知45	H20.5.26	S48.7.30～S50.1.1	—	—	S49.3.11		4人
福岡222	H20.7.29	H3.4.30～H4.3.1	—	—	H4.3.1		30人
福岡223	H20.7.29	H3.4.30～H3.11.11	—	—	H3.11.11		
福岡314	H20.9.2	S30.8.1～S31.6.1	—	—	S30.12.1		
福岡411	H20.10.21	S33.10.15～S34.6.1	—	—	S34.6.1		16人
鹿児島1	H19.11.30	H5.8.31～H7.2.1	H7.2.1	H5.8.31	H7.2.1		
鹿児島43	H20.4.28	H5.2.28～H7.1.1	—	—	H7.1.1		2人
鹿児島61	H20.5.30	S46.10.7～S47.2.1	—	—	S47.2.1		複数（5人）
鹿児島71	H20.6.17	S38.8.25～S39.3.8	—	—	S39.3.8		
鹿児島146	H20.10.28	H4.12.31～H6.11.8	—	—	H6.11.8		多数
						17	合計 750人

（注）上記従業員数は、あくまでも年金記録確認第三者委員会が行った調査の範囲の中で把握し得た人数。（ ）書きの人数については、更なる精査が必要であり、合計の750人は、この（ ）書きの人数も含めた人数。

事業所全喪後に遡及して標準報酬月額に係る記録訂正を行う等の社会保険事務所の処理が不合理とされたもの：17事案
そのうち、2等級以上引き下げられている事案：17事案

代表取締役等が申し立てている遡及訂正事案の取扱について

- 事業所全喪後に標準報酬月額や資格喪失日が遡及して訂正等されている事案については、当該訂正等処理が有効なものとは認められないとして厚生年金保険法に基づき記録訂正のあっせんが行われている。

- こうした類型に属する事案の中には、当時の代表取締役又は役員（以下「代表取締役等」という）が自らの年金記録について申し立てているケースがあり、その中には、代表取締役等であった申立人が記録訂正につながる虚偽の届出を社会保険事務所に行い、又は、社会保険事務所による記録訂正に同意したと供述している事案がある。

- こうした事案については、訂正等処理の原因となる代表取締役等の行為（虚偽の届出、記録訂正への同意）があると認められる場合には、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役等は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該行為の結果である訂正処理等の無効を主張することは信義則上許されないとすべきとして、記録訂正は認められないとしているところである（事案は別紙2参照）。

- なお、厚生年金特例法では、事業主等によるモラルハザードを防止する観点から、第1条第1項ただし書（別紙1）において、特例対象者（当該者に係る保険料を控除されているが、事業主が保険料納付義務を履行していたことが明らかでない認められた者）が、事業主が当該保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正を行う必要はないことを規定している（事案は別紙3参照）。

(別紙 1)

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (平成 19 年法律第 131 号)

(保険給付等に関する特例等)

第一条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものの調査審議の結果として、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（当該保険料（以下「未納保険料」という。）を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出又は同法第三十一条第一項の規定による確認の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。）に該当するとの当該機関の意見があつた場合には、社会保険庁長官は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者（以下「特例対象者」という。）に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定（以下この条及び次条において「確認等」という。）を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。

第 2 項～第 7 項（略）

(別紙2)

大阪厚生年金 事案 2016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月 30 日から 13 年 2 月 20 日まで

A社の代表取締役として厚生年金保険に加入しており、申立期間中の保険料を控除されていた。平成 13 年 2 月に会社が倒産し同年 3 月に破産宣告を受けたが、社員から預かっていた保険料を滞納していたため、社会保険事務所の指導を受け、道義的責任を取って、12 年 6 月 30 日に遡^{そきゅう}及して被保険者資格を喪失することに同意した。しかし、申立期間に係る保険料は払い戻しされておらず、経営者といえども法人に雇用された個人であるので、他の従業員と同様に、資格喪失日を 13 年 2 月 20 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断理由

申立人はA社の代表取締役として、同社が倒産により厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 13 年 2 月 20 日）まで同社に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録や同社の破産手続関係書類等により認められる。

また、同社の全喪後の平成 13 年 3 月 13 日付けで 12 年 6 月 30 日にさかのぼって資格を喪失した旨の処理及び同年 10 月の標準報酬月額の時決定の取消処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、同社は平成 12 年 5 月 1 日に新規適用となってすぐに厚生年金保険料を滞納している。また、社会保険事務所が繰り返し納付の督促を行ったにもかかわらず、同社はおよそ 1 か月間の保険料を納付したのみで、残りの保険料については資金繰りが苦しいことを理由に納付しないまま 13 年 2 月に倒産している。

また、申立人は、社会保険事務所から指導を受け、同社の代表取締役として厚生年金保険料滞納の責任を取り、自らの被保険者資格^{そきゅう}の喪失日を遡及させる

ことに同意したとしている。

さらに、同社は、平成13年3月16日に破産宣告を受け、管財人からの按分弁済（按分率は5.24パーセント）の後、滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に付され、結果的に保険料の完納には至っていない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの資格喪失日に係る記録訂正処理に同意しながら、この処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から 8 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険被保険者期間照会を行ったところ、申立期間の標準報酬月額が 11 万円であるとの回答を受けた。当時の標準報酬月額は最高等級（平成 5 年 1 月から 6 年 10 月までの標準報酬月額は 53 万円、6 年 11 月から 8 年 7 月までの標準報酬月額は 59 万円）のほずで、社会保険の事務は経理担当取締役である妻が担当していたが、申立期間において給与を引き下げた事実は無く、また、変更の届出を行ったことも無い。知らない間に標準報酬月額が引き下げられていたとしか考えられず、納得がいかない。当時の届出書、賃金台帳等の資料は残っていないが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管していた滞納処分票の記録によれば、申立人が代表取締役を務める事業所は、申立期間当時、社会保険料の支払いに苦慮していたことがうかがえる。また、平成 7 年 1 月 24 日付けで、申立人の給与が 2 年ほど前から降給状態にあることが判明したため月額変更届等の提出を指示し、同年 3 月 17 日に事業所に出向いて同届書等を受理した旨の記載が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管していた申立人及び妻（経理担当取締役）に係る月額変更届書（平成 5 年 1 月 1 日変更分）及び健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正届（平成 5 年度及び 6 年度分算定基礎届）を確認したところ、その受付印から同届書等は郵送ではなく直接受け付けたことがうかがわれるほか、受付日は 7 年 3 月 17 日となっており、滞納処分票の記録と一致することが確認できる。

加えて、経理担当取締役である申立人の妻は、平成 6 年末から 7 年初旬にかけて経営が行き詰まり、自然災害も重なって保険料の支払いに苦慮しており、自分たちの給与も未払い計上していたと陳述している。

一方、上記変更届書等に記載された報酬月額等の数字の筆跡は、社会保険事

務を処理している申立人の妻の筆跡とは明らかに異なる反面、上記滞納処分票に記載された当時の社会保険事務所の担当者の筆跡とよく似ていることが認められる。また、申立人の妻は、同届書等を作成した記憶は無いと陳述していることから、上記変更届書等については、申立人及びその妻からあらかじめ同意を得ること無く、保険料債務縮減のため社会保険事務所の担当者が作成した可能性を否定できない。

また、上記届書等には、^{そきゅう}遡及届出の際に必要な賃金台帳を目視により確認した旨を示す「調査済み」の印が押印されているが、申立人の妻は、そのような確認は行われておらず、役員報酬に係る株主総会議事録の提出についても要求が無かったと陳述している。

しかし、同届書等には、申立人の会社の社判が押印してあり、申立人の妻は「押印したのは自分に間違いが無い」と陳述している。申立人の妻は「社会保険事務所の担当者から『もう待てない。保険料をまけてあげる』と言われ、どういうことかよくわからないまま押した」と陳述しているが、経理担当取締役である申立人の妻が、書類の内容を確認せずに押印したとは考えられない。

また、社会保険事務所の記録によれば、平成8年8月1日付けで申立人及びその妻に係る月額変更届書が提出され、標準報酬月額が元どおりの最高等級（59万円）に戻っているが、社会保険事務所が自らこのような処理を行うことは考えられず、また、申立人等に対し同変更届の提出指示を行う必要性もないことから、申立人が自分の標準報酬月額の引下げを承知しており、標準報酬月額を元に戻すために行ったと考えるのが自然である。

以上の事情から、申立人の「社会保険事務所が記録訂正に関わった」との陳述を否定することはできないが、申立人の妻が社会保険事務について権限を有する経理担当取締役として月額変更届書等に社判を押印したことを認めており、記録訂正の原因となる行為を行ったことは明らかであり、また、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきである。したがって、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは許されないと考えるべきである。

よって、申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から 8 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険被保険者期間照会を行ったところ、申立期間の標準報酬月額が 11 万円であるとの回答を受けた。当時の標準報酬月額は 26 万円のはずで、社会保険事務は経理担当取締役である自分が担当していたが、申立期間において給与を引き下げた事実は無く、また、変更の届出を行ったことも無い。知らない間に標準報酬月額が引き下げられていたとしか考えられず、納得がいかない。当時の届出書、賃金台帳等の資料は残っていないが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管していた滞納処分票の記録によれば、申立人が経理担当取締役を務める事業所は、申立期間当時、社会保険料の支払いに苦慮していたことがうかがえる。また、平成 7 年 1 月 24 日付けで、代表者の給与が 2 年ほど前から降給状態にあることが判明したため月額変更届等の提出を指示し、同年 3 月 17 日に事業所に出向いて同届書等を受理した旨の記載が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管していた申立人及び代表取締役(申立人の夫)に係る月額変更届書(5 年 1 月 1 日変更分)及び健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正届(平成 5 年度及び 6 年度分算定基礎届)を確認したところ、その受付印から同届書等は郵送ではなく直接受け付けたことがうかがわれるほか、受付日は 7 年 3 月 17 日となっており、滞納処分票の記録と一致することが確認できる。

加えて、申立人も、平成 6 年末から 7 年初旬にかけて経営が行き詰まり、自然災害も重なって保険料の支払いに苦慮しており、自分たちの給与も未払い計上していたと陳述している。

一方、上記変更届書等に記載された報酬月額等の数字の筆跡は、申立人の筆跡とは明らかに異なる反面、上記滞納処分票に記載された当時の社会保険事務所担当者の筆跡とよく似ていることが認められる。また、申立人は、同届書等を作成した記憶は無いと陳述していることから、上記変更届書等については、

申立人及び代表取締役からあらかじめ同意を得ることなく、保険料債務縮減のため社会保険事務所の担当者が作成した可能性を否定できない。

また、上記届書等には、^{そきゅう}遡及届出の際に必要な賃金台帳を目視により確認した旨を示す「調査済み」の印が押印されているが、申立人は、そのような確認は行われておらず、役員報酬に係る株主総会議事録の提出についても要求が無かったと陳述している。

しかし、同届書等には、申立人の会社の社判が押印してあり、申立人は「押印したのは自分に間違いが無い」と陳述している。申立人は「社会保険事務所の担当者から『もう待てない。保険料をまけてあげる』と言われ、どういふことかよくわからないまま押した」と陳述しているが、経理担当取締役である申立人が、書類の内容を確認せずに押印したとは考えられない。

また、社会保険事務所の記録によれば、平成8年8月1日付けで申立人及び代表取締役に係る月額変更届書が提出され、標準報酬月額が元どおりの26万円に戻っているが、社会保険事務所が自らこのような処理を行うことは考えられず、また、申立人等に対し同変更届の提出指示を行う必要性も無いことから、申立人が自分の標準報酬月額の引下げを承知しており、標準報酬月額を元に戻すために行ったと考えるのが自然である。

以上の事情から、申立人の「社会保険事務所が記録訂正に関わった」との陳述を否定することはできないが、申立人は、社会保険事務について権限を有する経理担当取締役として月額変更届書等に社判を押印したことを認めており、記録訂正の原因となる行為を行ったことは明らかであることから、当該行為に責任を負うべきである。したがって、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは許されないと考えるべきである。

よって、申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

(別紙3)

熊本厚生年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年11月1日から4年1月1日までの期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、昭和63年4月1日から平成3年11月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成4年1月1日まで

私は、昭和63年4月1日から平成4年1月1日までの期間についてもA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、平成4年1月1日から7年10月31日までの期間のみであった。昭和63年4月1日から当該事業所に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年11月1日から4年1月1日までについては、A社が委託した税理士が作成した総勘定元帳により、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、申立人は、①申立期間当時、A社の代表者の妻であり、かつ、当該事業所の取締役（平成2年6月12日から7年10月31日まで）であったこと、②当該事業所の前身を夫婦二人で立ち上げたと言言している上、宅地建物取引主任資格取得者として実務を担っており、当該事業所の運営に欠くことができない存在であったことなどから、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項但書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月 1 日から平成 3 年 11 月 1 日までの期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い上、社会保険庁の記録によると、A 社は元年 12 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 12 月 1 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、当該期間において、厚生年金保険被保険者資格の取得日の直前まで国民健康保険に加入していた。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

事業主による一括申立事案（厚生年金）の概要

① 岩手委員会

- ・ A社が保有していた賃金台帳から、標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが認められる。
- ・ 事業主の保険料納付義務の履行は、事業主が賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、行っていないと認められる。

② 岩手委員会

- ・ B社が保有していた賞与支給明細表及び支給控除一覧表から、標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが認められる。
- ・ 事業主の保険料納付義務の履行は、事業主が賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、行っていないと認められる。

③ 宮城委員会

- ・ C社が保有していた給料台帳から、標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが認められる。
- ・ 事業主の保険料納付義務の履行は、事業主が賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、行っていないと認められる。
（厚生年金保険法75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間としては、既に記録されていた。）

④ 東京委員会

- ・ 人事記録により、申立人がD社に継続して勤務し（転勤に伴い厚生年金保険の被保険者期間は1ヶ月欠落している）、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。
- ・ 事業主の保険料納付義務の履行は、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

⑤ 大阪委員会

- ・ E社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが認められる。
- ・ 事業主の保険料納付義務の履行は、事業主が賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、行っていないと認められる。

⑥ 大阪委員会

- ・ 雇用保険の記録及び在職証明により、申立人がF社に継続して勤務し（転勤に伴い厚生年金保険の被保険者期間は1日欠落している）、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。
- ・ 事業主の保険料納付義務の履行は、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を某月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを前月末日と記録することは考え難いことから、行っていないと認められる。

厚生年金事案におけるあっせん理由の内訳（中央委員会）

年金記録確認第三者委員会においては、給与明細等の直接的な証拠が無い場合であっても、社会保険事務所の処理が不合理と認められる場合や同僚による証言等から保険料控除が推認できる場合等には、あっせんしている。

（平成20年10月14日現在）

厚生年金保険法によるあっせん（*）	記録訂正を行う社会保険事務所の処理が不合理とされたもの	16件
	社会保険事務所が処理を誤ったと認められたもの	5件
	厚生年金基金の記録、事業主や申立人が保管する関連資料から、事業主が社会保険事務所に被保険者資格等に係る届出を行っていたと認められたもの	10件
	その他、基礎年金番号未統合の被保険者記録等が確認されたもの	4件
	合計	35件
厚生年金特例法によるあっせん（*）	給与明細等から保険料控除が認められるもの （うち、転勤に係るもの）	44件 （17件）
	給与明細等がなくても、その他関連資料及び周辺事情から保険料控除が認められたもの （うち、転勤に係るもの） 例） ・ 当時の労務管理担当者の証言等から申立人が継続して勤務し保険料は控除されていたと認められたもの ・ 当時の同僚による証言や同じ業務に従事していた同僚に加入記録があったことから、申立てどおりの勤務と保険料控除が認められたもの ・ 転勤に係るもの 等	48件 （24件）
	合計	91件
総合計		123件

※ 厚生年金特例法によるあっせん事案には、両方の内訳に該当するもの（1件）あり。

※ 総合計には、厚生年金保険法によるあっせん及び厚生年金特例法によるあっせんの両方の内訳に該当するもの（3件）あり。

* 事業主が社会保険事務所に被保険者資格等に係る届出を適切に行っていたことが確認できれば厚生年金保険法によるあっせん、一方、それ以外の場合であって、事業主による保険料控除が認められれば厚生年金特例法によるあっせん。